

5. Q & A 熱供給事業 (1/2)

令和3年5月

1. 事業全体に関する質問

Q1	1年目にターボ冷凍機の製造が間に合わない場合、1年目は設計をし、機械の製造を年度をまたいで行ってもいいでしょうか。もしできない場合は、2年目の機械の製造開始は何月ごろから可能でしょうか。	
A1	熱供給事業の実施期間は本年度（R3年度）が最終年度となります。従いましてR3年度内に事業完了することが応募の条件となります。（複数年度での応募はできません。）	
Q2	公募要領（イ）補助金の応募者に(a)熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第3条に規定する事業者とありますが、経済産業大臣に熱供給事業の許可申請予定での当事業への応募は可能でしょうか。	
A2	申請時点において、経済産業大臣の登録を受けていることが必要です。	
Q3	高効率型電動熱源機器の導入を考えている事業場所は、熱供給事業法の適用を受けていない「熱供給施設」ですが、補助事業申請は可能ですか。	
A3	熱供給事業法第3条に規定する熱供給事業者が熱供給事業法の適用を受けない施設を対象とした既設熱源機を更新するための補助事業申請は可能です。	

2. 様式の記入に関する質問（該当 Q&A なし）

3. 補助金・補助対象設備に関する質問

Q1	ターボ冷凍機の場合、COPの基準値は単体で公募要領 表2の条件でメーカーで試験したもので良いですか。	
A1	メーカーで試験したもので良いです。	
Q2	熱供給事業のための設備としては、高効率型電動熱源機だけが対象であり、インバーターや断熱パネル等は対象外という理解でよろしいですか。	
A2	公募要領の「補助対象設備」をご確認ください。高効率電動熱源機の運転・制御に直接関係しないインバーターや断熱パネルは補助対象外です。	

5. Q & A 熱供給事業 (2/2)

令和3年5月

Q3	冷凍機の更新に伴い中央監視制御装置の改造も発生しますが、改造費は補助対象工事費として考えて良いでしょうか。その際、ソフトウェアや盤内の電子機器は既存設備と混在利用しているため、補助対象設備との切り分けが難しい部分があります。図面等で図示することで良いですか。	
	A3	更新に伴う制御機能の改造部分は補助の対象となります。改造内容・場所が分かるように図面等で図示して提出してください。
Q4	熱需要の増加により熱源機を新增設する場合、補助の対象となりますか。	
	A4	新增設は補助の対象となりません。 また、設備の更新は補助対象となりますが、熱源機の冷却（加熱）能力は、原則更新前の機器の能力を超えることはできません。

4. 排出量の算定に関する質問

Q1	CO2 削減量として、どの程度の量が目途として必要ですか。最低ラインとしての目標数値を教えてください。	
	A1	CO2 の削減量の目標数値は規定していません。

5. 法定耐用年数に関する質問 （該当 Q&A なし）

6. その他の質問 （該当 Q&A なし）